

和水町賃借料情報

農地法の改正に伴い、標準小作料の制度が廃止され、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっています。

この「賃借料情報」は、実勢の集計値の情報です。

実際の契約の際は、貸し手、借り手の双方でよく話し合って決めて下さい。

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結（公告）された賃借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりです。

No.	区 分	平均額	最高額	最低額	データ数 （筆数）
1	田 （水稻）	12,100 円	20,600 円	3,000 円	217
2	田・畑 （施設）	18,700 円	45,700 円	5,000 円	10
3	普 通 畑	9,300 円	20,000 円	5,000 円	46
4	樹 園 地	7,800 円	17,300 円	5,000 円	10
5	牧 草 畑	3,500 円	5,000 円	2,000 円	10

注1 賃借料を物納としている場合は、60 キロ当たり 13,700 円で換算しています。

注2 平均額は、データ数による加重平均です。

〈問い合わせ先〉

和水町農業委員会 事務局

TEL：0968-34-3111